

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 10 月 30 日

長野地方法務局 登記官 小 池 裕
記

1 手続番号

- (1) 第 1000-2025-0155 号
- (2) 第 1000-2025-0156 号
- (3) 第 1000-2025-0157 号
- (4) 第 1000-2025-0158 号
- (5) 第 1000-2025-0159 号
- (6) 第 1000-2025-0160 号
- (7) 第 1000-2025-0161 号
- (8) 第 1000-2025-0162 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 長野市七二会字竹西沖甲 110 番 2
- (2) 長野市七二会字平沖甲 420 番 2
- (3) 長野市七二会字荻久保沖甲 448 番口の 2
- (4) 長野市七二会字蟹沢西沖甲 795 番 2
- (5) 長野市七二会字蟹沢西沖甲 787 番イの 2
- (6) 長野市七二会字蟹沢西沖甲 787 番ニ
- (7) 長野市七二会字欠端沖甲 149 番 10
- (8) 長野市七二会字竹西沖甲 126 番 2